

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査のオンライン申請
開始と一元化について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添
資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) (周知依頼:政府統一のオンライン申請システム)水際対策に係る新たな
措置と事業所管省庁による事前審査について(令和3年11月25日
事務連絡)
2. 参 考 H P (1) 水際対策強化に係る新たな措置(19)について(厚労省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html
(2) 水際対策に係る新たな措置に係る建設・不動産分野の審査について(国交省HP)
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_00001_00001.html
(3) 水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査について
(令和3年11月10日 全住協第205号)(全住協HP)
https://www.zenjukyo.jp/archives/new_info/gyosei/data/211110COVID-19_mizugiwa.pdf
3. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当: 原田
TEL 03-3511-0611

以 上

事 務 連 絡
令和 3 年 1 1 月 2 5 日

関係団体等の長 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課長

(周知依頼：政府統一のオンライン申請システム)
水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査について

平素より国土交通行政の推進にご理解・ご協力をいただいております、誠にありがとうございます。

さて、11月5日付の連絡等で貴団体所属企業への周知等をお願いした標記の件につき、水際関係各省から、本日25日(木)より政府統一のシステム(入国者健康確認システム(ERFS:エルフス))にてオンライン申請による受付を開始する旨の連絡が参りましたので、お知らせ致します。

システム稼働後は、当面の間、現在の電子メールによる申請と併用した上で、12月2日(木)からはシステムによるオンライン申請に一元化することですので、ご留意下さい。

なお、政府統一のシステムによるオンライン申請の詳細は、厚生労働省のHPをご確認下さい。

以上、貴団体所属企業への周知等、よろしくお願い致します。

<本制度の詳細について(厚生労働省HPを参照)>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html#h2_free1

<建設企業・不動産企業が行う申請について(国土交通省HPで随時更新)>

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00001.html

<本依頼自体に関する問い合わせ先(※)>

国土交通省不動産・建設経済局 国際市場課 03-5253-8111(内線:24621、24618)

※ 制度自体に関するお問い合わせは、厚生労働省HPに掲載されているコールセンターまで。

※ 建設企業・不動産企業の申請等に関するお問い合わせは、国土交通省HPに掲載されており、(一社)建設技能人材機構 03-6453-0225まで。